

II クーリング・オフが使えるよくある契約

1. 家に訪問されて、外で呼び止められて、突然の電話で呼び出されて、締め切った会場で、契約した（訪問販売）

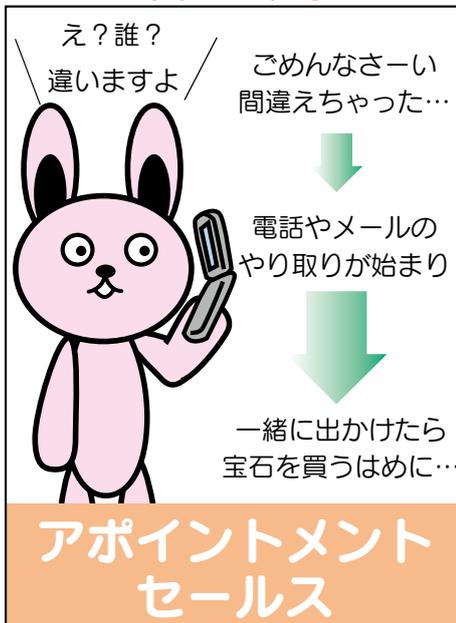
①家に訪問された



②路上で呼び止められて



③突然知らない人からの電話で呼び出されて



④チラシを見て出かけたらず締め切った会場で



1. クーリング・オフ期間は契約日を含めて8日間。
2. 「無料」「特別」「格安」「点検」にはご注意ください！必要のない物ははっきり断りましょう。
3. 家の工事は高額になるので、数社見積もりをとってから納得のいく契約を。
4. 家に上げて居座られ、帰ってほしくて契約した事例があります。
5. 判断能力の衰えた方が「成年後見制度」を活用し、契約の無効を主張することも有効です。

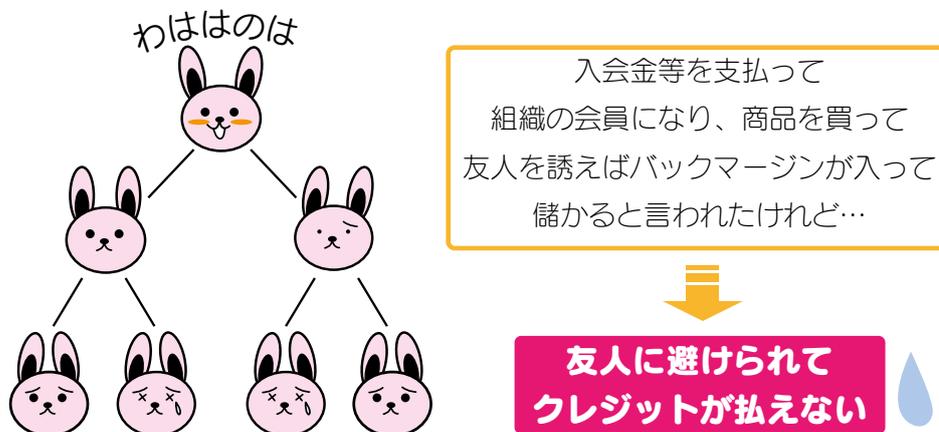
2. 突然電話がかかってきてあいまいな返事をしているうちに承諾した（電話勧誘販売）

- ・クーリング・オフ期間は契約書が到達した日を含めて8日間。
- ・電話口での最初の対応が一番肝心。不要な場合ははっきり断りましょう。あいまいな返事や長電話は絶対禁物。以後、見込み客にされて次々と勧誘されることがあります。
- ・以前の契約が支払い済みであるにもかかわらず、「生涯学習だから止められない、データを抹消するには費用がかかる」等ほうそであり、このような事例を二次被害と言います。惑わされないようにしましょう。
- ・迷惑なマンション等の購入勧誘は、宅建業法で禁止されています。業者名を聞いておきましょう。



3. 会員になって知人に売れば儲かるといわれ商品を購入した（マルチ商法）

- ・クーリング・オフ期間の20日間で過ぎてしまっても、加入後1年以内で再販売しおらず退会した場合で、退会前90日以内に受け取った商品の未使用、傷のない分は代金の1割負担を上限に解約返品できます。
- ・友人からの誘いでも、おかしいと思ったらきっぱり断る勇気を持ちましょう。誘う相手には限界があるので、無理に友人等を誘い、人間関係を壊してしまう可能性があります。



4. サービスを受けてみないと効果がわからない6業種 (特定継続的役務提供)

- ・家庭教師の他にエステ、語学教室、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスは、商品の購入契約とは違い、サービス内容の良い・悪いは一定期間利用してみないとわかりません。また、長期にわたる契約であるため金額も高額となります。
- ・条件にあてはまれば、一定の損害賠償額を支払い、理由を問わず中途解約できます。また、これらの役務を受ける為、必要な物として契約した教材等も関連商品として同様にクーリング・オフができ、合理的な金額で中途解約できます。
- ・契約する時は、クーリング・オフ、中途解約の記載、教材や化粧品、婚約指輪等が関連商品に当たるか否かを必ず確認しましょう。関連商品でない場合、より慎重になる必要があります。サービスとセットである場合でも、そのサービス内容のくわしい説明を求め、記載した書面を必ず受け取るようにしましょう。長期間の契約は慎重に、関連商品は本当に必要か考えましょう。



5. 仕事を提供するから商品を買うようにいわれて契約した (業務提供誘引販売)

業務提供誘引販売とは

- ① 商品を販売しようとする業者が
- ② 商品を使って仕事をして、収入が得られると勧誘し
- ③ その業務に必要な商品を契約させる販売形態

- ・業者は、提供する仕事の内容（収入の目安となる事柄等）について、概要書面と契約書面を消費者に交付しなければなりません。
- ・勧誘時「うそ」があれば不実告知にあたります。
- ・世の中にそんなに「うまい話」はありません。なんらかの購入、支払が雇用条件になっている場合は特に注意しましょう。試験に合格しない、仕事がない、会社が倒産したといった事例もあるようです。

在宅で収入…



アフィリエイト?
ドロップジョッピング??
ウェブサイトを作って
掲載するだけで…???